

トルコ・ボンド・オープン（毎月決算型）

設定来の振り返りと今後の見通し

2026年2月25日

平素は「トルコ・ボンド・オープン（毎月決算型）」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは、2011年11月30日に設定され、このたび信託期間終了のため、2026年11月20日をもって満期償還となります。満期償還に向けては、償還日の1カ月程度前をめどに、わが国の短期金融資産を中心とした安定運用に切り替えていく予定ですが、それまでは従来通りトルコ・リラ建債券を中心とした運用を継続して参ります。

本稿では、当ファンドの設定来の振り返りと今後の見通しをお伝えさせていただきます。前回2025年9月にお示した時点から約5カ月が経過し、この間にトルコのインフレ率は一段と低下して政策金利が43%から37%まで引き下げられましたので、改めて設定来の動きを振り返った上で今後の見通しを述べさせていただきます。

■ 基準価額・純資産の推移（2026年1月30日時点）



- ※ 「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
 ※ 基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。
 ※ 実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
 ※ 上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

■ 基準価額の変動要因

（2012年10月末～2025年8月末）

基準価額の変動要因分解	
2025年8月末	514 円
2012年10月末	10,558 円
変動額	▲10,044 円
債券要因	3,252 円
為替要因	▲4,372 円
小計	▲1,119 円
分配金要因	▲8,167 円
運用管理費用要因等	▲758 円

（2025年8月末～2026年1月末）

基準価額の変動要因分解	
2026年1月末	577 円
2025年8月末	514 円
変動額	63 円
債券要因	90 円
為替要因	▲8 円
小計	83 円
分配金要因	▲15 円
運用管理費用要因等	▲5 円

※ 変動要因分解は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和アセットマネジメントが日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。運用管理費用要因等には、運用管理費用のほか、コスト等その他の要因が含まれることがあります。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

設定来の振り返り ～エルドアン大統領への権力集中が誤った方向に～

一般に、新興国は先進国に比べてインフレ率が高いため、購買力平価の観点から新興国通貨は先進国通貨に対して長期的に下落しやすいと言えます。ただし、新興国と先進国ではインフレ率の差よりも金利の差の方が大きいため、新興国債券投資は通貨の下落分を上回る債券の利息収入が期待できるという特徴があります。ところが、トルコではエルドアン大統領の下で金利抑制的な政策が取られたことなどから、インフレ率が高く推移（通貨価値が毀損）し、債券の利息収入以上に通貨が下落しました。以下では、当ファンドの分配金再投資基準価額の主な下落要因となったトルコ・リラ安の背景を中心に振り返ります。

当ファンド設定から2014年にかけては、大手格付会社によるトルコのソブリン格付けの引き上げが続いたほか、日銀による異次元の金融緩和で円安が進行したこともあり、リラ円は堅調に推移しました。しかし、2014年8月にトルコで初めて国民の直接投票による大統領選挙が実施され、エルドアン氏が勝利すると、リラを取り巻く環境は悪化していきました。大統領による利下げ要求などを受けて中銀の独立性への懸念が強まり、2015年5月にS&Pが格下げを発表すると、以降は大手格付会社による格下げが続きました。

2016年7月に発生したクーデター未遂事件は、大統領の権力集中と対米関係悪化の契機となりました。2017年4月に実施された、大統領権限を強化する憲法改正の是非を問う国民投票で国民の信任を得ると、2018年には中銀総裁・副総裁の任免権が 대통령に付与され、2019年7月のチェティンカヤ中銀総裁解任、2020年11月のワイサル中銀総裁解任、2021年3月のアーバル中銀総裁解任へとつながりました。その他、2018年6月の大統領選挙でエルドアン氏が勝利し、翌月に娘婿のアルバイラク氏を財務相に起用したことも市場で嫌気されました。また、クーデター未遂事件を支援したとして米国人牧師ブランソン氏が拘束されると、米国との関係が悪化し、2018年8月には米国がトルコへの制裁を発動するに至りました。

2021年末からは、国民に外貨預金からリラ建て預金への移行を促す政策によって金融緩和と通貨安定の両立が図られました。しかし、こうした政策は持続可能ではなく、2023年5月の大統領選挙でエルドアン氏が再選すると、財務相と中銀総裁を一新し、インフレ抑制のために大幅な利上げを実施するなどオーソドックスな経済・金融政策へと転換しました。リラはこの転換期に急落しましたが、市場参加者からの評価向上や為替介入で次第に変動が小さくなり、2024年以降は大手格付会社による格上げが相次ぎました。

トルコ・リラ円の推移



今後の見通し ～当面は海外債券投資家にとって好ましい政策が続く公算～

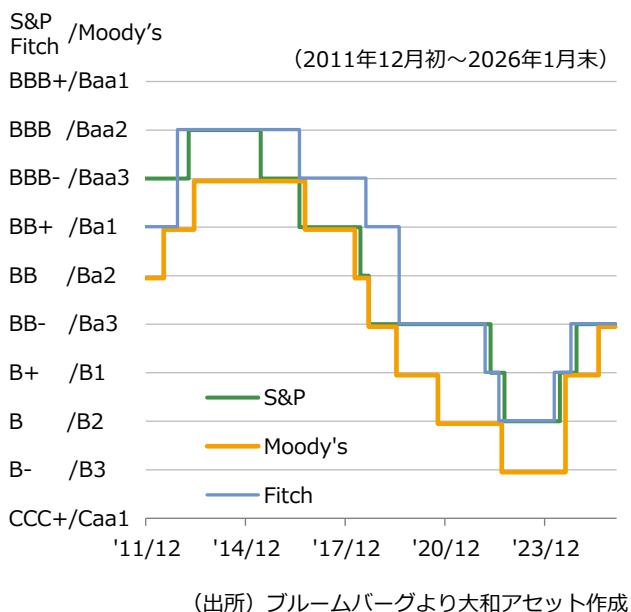
金融市場の動向は、今後もエルドアン大統領の意向に大きく依存すると考えられます。

大統領の任期は原則として2期10年までですが、2期目の途中で国会を解散して大統領選挙で勝利すれば3期目も務めることが可能と解釈されています。エルドアン大統領の任期は2017年の憲法改正の際にリセットされたため、現在（2028年5月まで）は2期目という扱いです。また、国会の解散権を持っているのは議会（5分の3以上の賛成が必要）と大統領ですが、与党連合の議席は過半数かつ5分の3未満であるため、事実上、国会の解散はエルドアン大統領次第になります。エルドアン氏が可能な限り長く大統領の座に居続ける方法は、2028年5月の直前に国会を解散し、その大統領選挙で勝利することによって更に5年の任期を得ることだと考えられます。早期の解散は自らの大統領任期を短くするだけであるため、バラマキや金融緩和で短期的に支持を取り戻そうとするよりも、現行の引き締めの財政・金融政策で着実にインフレを抑制し、数年かけて支持を取り戻す方が合理的だと思われます。実際、シムシェキ財務相は2024年から3年がかりでインフレを抑制すると宣言し、エルドアン大統領も同意しています。

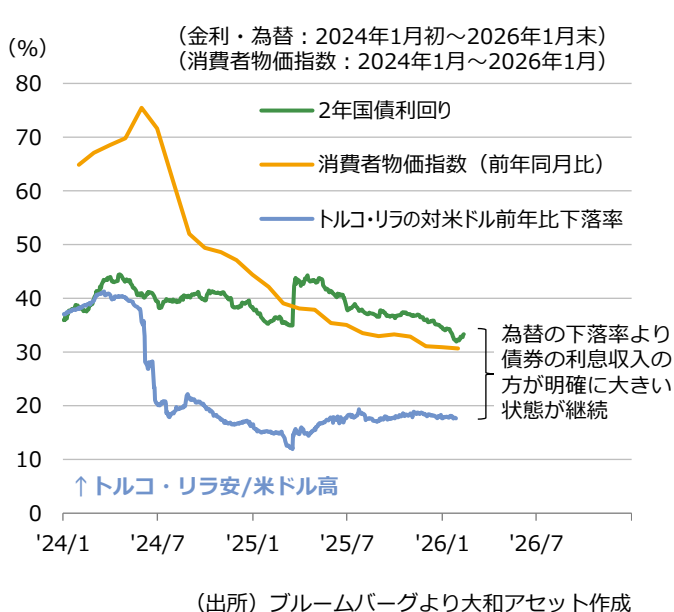
現在は、リラの米ドルに対する下落ペースが緩やかになるよう金融政策・通貨政策が実施され、通貨安に起因するインフレ圧力の軽減が図られています。インフレ率（消費者物価指数の前年同月比）は2024年5月の75%から30%付近まで低下し、トルコ中央銀行は政策金利をピークの50%から37%まで段階的に引き下げてきました。ここから政府がめざす1桁台のインフレ率を実現するためには、リラの米ドルに対する下落ペースが一段と緩やかになる必要があります（ただし、リラ高に転じるとは想定されません）。また、今後もインフレ低下の進捗度合いに応じて利下げが進められることで、当面は「リラ（対米ドル）の下落率 < インフレ率 < 金利」という関係性が続くと思込まれます。したがって、短期的には金利の変動（債券価格の値動き）と米ドル円の動向が基準価額に大きな影響を与えつつ、中期的には「債券の利息収入－リラ（対米ドル）の下落率」の部分が基準価額の押し上げ要因になると想定しています。

エルドアン大統領の任期である2028年5月が近づけば、同氏が再び緩和的な金融政策を志向する可能性は否定できませんが、少なくとも年内は日本を含む海外の債券投資家にとって好ましい政策が続く公算が大きいと考えています。

トルコの自国通貨建て長期債務格付



トルコの金利・インフレ率・為替



収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

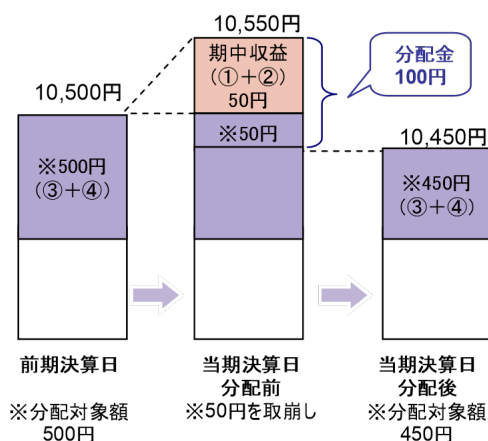
投資信託で分配金が支払われるイメージ



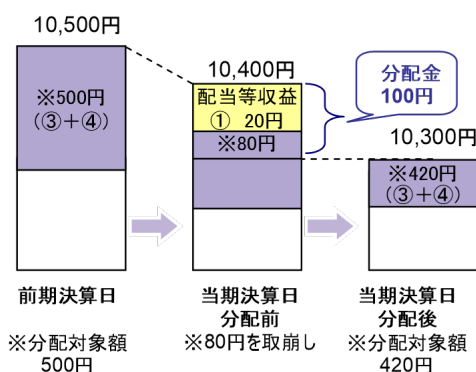
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



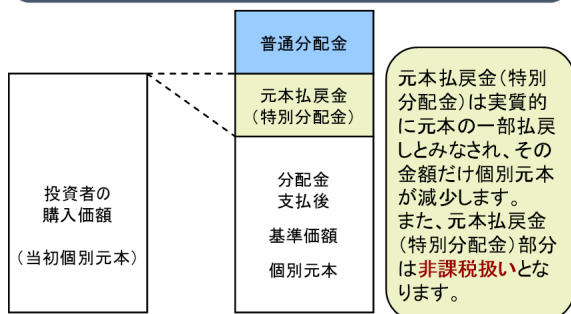
前期決算日から基準価額が下落した場合



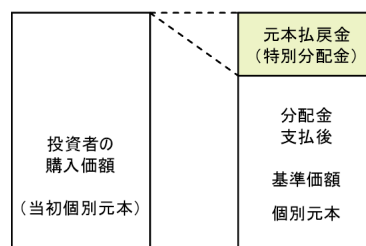
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- ・トルコ・リラ建債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

- ・トルコ・リラ建債券に投資します。
- ・毎月 22 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

公社債の価格変動 (価格変動リスク・信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

[トルコ市場における債券投資に関する留意点]

- トルコ共和国における宗教上の休日の時期にあたる場合、10 日間（休業日を含みます。）以上にわたり当ファンドの購入・換金のお申込みができない日が続く場合があります。申込受付中止日は、「お申込みメモ」をご参照下さい。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>3.3%(税抜3.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容																	
運用管理費用 (信託報酬)	<u>年率1.474%</u> <u>(税抜1.34%)</u>	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。																	
	委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。																
	販売会社		運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。																
	受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。																
	<table><tr><th><運用管理費用の配分> (税抜) (注1)</th><th>委託会社</th><th>販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>100億円以下の部分</td><td rowspan="4">販売会社および 受託会社への 配分を除いた額</td><td>年率0.70%</td><td rowspan="4">年率0.04%</td></tr><tr><td>100億円超 500億円以下の部分</td><td>年率0.75%</td></tr><tr><td>500億円超 1,000億円以下の部分</td><td>年率0.80%</td></tr><tr><td>1,000億円超の部分</td><td>年率0.85%</td></tr></table>					<運用管理費用の配分> (税抜) (注1)	委託会社	販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)	受託会社	100億円以下の部分	販売会社および 受託会社への 配分を除いた額	年率0.70%	年率0.04%	100億円超 500億円以下の部分	年率0.75%	500億円超 1,000億円以下の部分	年率0.80%	1,000億円超の部分	年率0.85%
<運用管理費用の配分> (税抜) (注1)	委託会社	販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)	受託会社																
100億円以下の部分	販売会社および 受託会社への 配分を除いた額	年率0.70%	年率0.04%																
100億円超 500億円以下の部分		年率0.75%																	
500億円超 1,000億円以下の部分		年率0.80%																	
1,000億円超の部分		年率0.85%																	
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。																	

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	①イスタンブール証券取引所、トルコの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 ②①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

設定・運用:

商号等

加入協会

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

大和アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
 一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

Daiwa Asset Management

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドに関するお電話でのお問い合わせ

☎0120-106212

(受付時間：営業日 9：00～17：00)

※お客様のお取引状況・その他口座内容に関するご照会はお取引先の銀行、証券会社等の金融機関にお問い合わせください。

URL <https://www.daiwa-am.co.jp/>

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

トルコ・ボンド・オープン（毎月決算型）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○	○		
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○	○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○	○		
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○			
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○		
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○	○		
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○	○		
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第6号	○			
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○	○		○
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○		
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○	○		
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○		
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○			
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
寿証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第7号	○			
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。